

地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方公営企業法施行令の一部改正（第一条関係）

- 一 借入資本金制度（建設改良のための企業債等に相当する額を資本に整理する制度）を廃止する。
- 二 「資金計画」を「キャッシュ・フロー計算書」にする。
- 三 繰延勘定を廃止する。
- 四 償却資産取得のための補助金等を減価償却費等の発生に併せて収益化する。
- 五 組入資本金制度（建設改良積立金を使用して建設改良を行った場合等に、その使用した額に相当する額を資本金へ組み入れる制度）を廃止する。

第二 地方財政法施行令の一部改正（第二条関係）

第一に伴い、地方公共団体の財政指標の算定方法について所要の改正を行うこととする。

第三 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正（第三条関係）

第一に伴い、地方公共団体の財政指標の算定方法について所要の改正を行うこととする。

第四 施行期日等

- 一 この政令は、平成二十四年二月一日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。